

市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和2年3月19日（木）

開 会（午後1時0分）

【議 事】

○議案第25号「所沢市印鑑条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

末吉委員

成年被後見人の条項に関しては、様々他にも条例改正などで対応していると思うが、今この時期にこの条例を改正する理由と、他に成年被後見人の文言が記載されている条例や規則はあるか。

橋本市民課長

印鑑の登録に関しましては、国の印鑑登録証明事務処理要領に基づいて行っています。令和元年11月末に国から印鑑登録事務処理要領の一部改正について通知があったため、提出が今の時期になりました。

また、他に改正を予定している条例についてですが、おそらく所沢市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてが最後になります。

杉田委員

新旧対照表で旧では成年被後見人となっているものが、新では意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）と改正されているが、成年被後見人と意思能力を有しない者とでは当てはまる対象者が違うのか。

橋本市民課長

今回の改正は成年被後見人という表記を、意思能力を有しない者に変更するもので、基本的に対象者に変更はございません。

杉田委員

市内にはどのくらいの対象者がいるのか。

橋本市民課長

本市の成年被後見人の数につきましては、令和2年1月末現在で325人です。

末吉委員

成年被後見人とは、申し立てをして家庭裁判所で認められた方に対して後見人が選任された方だが、それと意思能力を有しない者とは同様の意味になるのか。

橋本市民課長

基本的には一義的に、成年被後見人を意思能力を有しない者とみなして、印鑑の登録を抹消してよいということございます。そのうえで、法定代理人の同行があって、本人の申請がなされた場合は印鑑登録の申請を受け付けてよいと国からの通知がございましたので、このような改正となりました。

末吉委員

平成25年5月の選挙制度の改正の際は、成年被後見人の選挙権の回復等のための法改正がなされたと記憶している。成年被後見人になったことで、人権が侵害されるということがあってはならないということが、法改

正の大きな主旨だと思っている。その点について確認したい。

橋本市民課長

今回の印鑑条例の一部改正も、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に基づいて、成年被後見人や被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人であることだけを理由に、差別されることがないようにという法律の主旨を踏まえまして、成年被後見人というだけで、欠格事由に置くということを改めるためにこのような改正となりました。

大館市民部次
長

今まで一律に、成年被後見人ということで印鑑登録ができなかったわけですが、これを個別審査にするということになります。成年被後見人の人権尊重という意味で、意思能力を有するということがはっきりすれば登録を認めるという改正であると聞いております。

末吉委員

印鑑登録ができるようになるということか。

大館市民部次
長

そのとおりです。

亀山委員

成年被後見人とは、意思能力を有しない者という意味ではないということだと思うが、成年被後見人の中で、意思能力を有しない方が対象となる

ということか。

大館市民部次
長

この条例の対象者は変わっていませんが、改正前では一律にこの規定で登録ができなかった方の中で、改正後は意思能力を有すると認められる方につきましては、個別的な審査を行って登録を認めるということが主旨です。

亀山委員

成年後見人が選任されていて、意思能力を有している方が登録できると
いうことか。

大館市民部次
長

そのとおりです。

橋本市民課長

成年被後見人が法定代理人が同行したうえで、印鑑登録の申請をされる場合は、当該成年被後見人は意思能力を有する者として差し支えない旨ということが国の解釈に示されておりますので、そういった場合には登録を認めるということです。

杉田委員

本市には成年被後見人は325人とのことだったが、この方は印鑑登録ができるということか。

橋本市民課長

そのとおりです。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第25号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第31号「所沢市民文化センター改修事業契約締結についての一部
変更についての一部変更について」

【補足説明】なし

【質 疑】

杉田委員

基準金利が下がったとのことだが、変更前と変更後の金利を示していた
だきたい。

吉田文化芸術
振興課長

変更前の適用金利につきましては0.448%、変更後は0.309%
で差が0.139%になります。

杉田委員

金利には多少の変化はあると思うが、変更する基準はあるか。

吉田文化芸術
振興課長

今回の改正にかかるサービス対価につきましては、変動はございませ
ん。

杉田委員

基準金利の低下により減額するという事は、低下しなければ変更しな
いはずである。金利が低下した際に、変更する基準をもって減額したの
ではないのか。

吉田文化芸術
振興課長

契約締結時の金利に対して、工事完了時の金利と比較することが事業契
約により決まっておりましたので、完了時に金利が低下していたため減額

となりました。

杉田委員

工事完了時に金利が上がっていた場合は増額の契約変更を行うという事か。

吉田文化芸術

そのとおりです。

振興課長

末吉委員

新型コロナウイルス関連で契約内容の変更や見直しはあるか。

吉田文化芸術

10年間で支払う金利について、改修工事にかかる部分の変動はございません。維持管理にかかる人件費につきましては、物価変動に合わせて変更する場合がございます。

振興課長

末吉委員

市民文化センターは開館できるのか。

吉田文化芸術

4月1日の開館に向けて準備しております。

振興課長

末吉委員

新型コロナウイルス感染症等の影響で、人件費等の事業費についての見直しについては、来年度に時期を見て行っていくということか。

| | |
|----------------|---|
| 吉田文化芸術 振興課長 | 現時点で、新型コロナウイルス感染症の影響による事業費の変更等についての考えはございません。 |
| 小林委員 | 金利の変動はないが、人件費の変動は可能性があるとのことだが、変動する基準はあるのか。 |
| 吉田文化芸術 振興課長 | 厚生労働省が発表している毎月勤労統計調査の賃金指数を基にして判断していくこととなります。 |
| 杉田委員 | 10年間の維持管理費とのことだが、変更の判断は毎年いつごろ行うのか。 |
| 吉田文化芸術 振興課長 | 毎年9月の物価指数を基に判断いたします。 |
| 小林委員 | 改修の際にバリアフリー化について検討したと思うが、バリアフリー化できなかった箇所はあるか。 |
| 吉田文化芸術 振興課長 | 工事前の状況で確実に改修可能な箇所を見定めただうえで、予算の範囲で改修を行いました。建物の構造上の問題で工事を諦めざるを得なかった |

箇所がございます。しかし、P F I 手法による改修が終了した後も年間の修繕費の範囲内において、今後もバリアフリー化が必要な箇所の改修を行っていく予定です。

小林委員

具体的に改修できなかった箇所はどこか。

吉田文化芸術
振興課長

例えばトイレまでの動線でバリアフリー構造に造りかえることが難しい箇所ございました。その点をどのように補うかにつきましては今後検討してまいります。現時点で可能なバリアフリー化は実施しております。

植竹委員長

質疑については、議案に即したものにしていきたい。

亀山委員

4月1日の開館を目指しているとのことだが、オープニング行事や内覧会等のイベントはあるか。

吉田文化芸術
振興課長

4月1日の開館式典におきましては、現場監督をしていた作業所長がどういった改修を行ったかについて説明を行う予定でございます。内覧会にあたりませんが、工事の内容についてその場でご説明を行う予定でございます。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第31号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩（午後1時22分）

（説明員退室）

再 開（午後1時34分）

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会（午後1時35分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和2年第1回（3月）定例会

市民文教常任委員会

- 1 国際社会について
- 2 市民文化について
- 3 地域コミュニティについて
- 4 市民活動について
- 5 情報の共有と市民参加について（情報公開・市民相談・個人情報保護・広聴）
- 6 消費生活について
- 7 社会保障について（国民年金）
- 8 交通安全について
- 9 交通について
- 10 社会教育について
- 11 スポーツ振興について
- 12 生涯学習について
- 13 学校教育について